

出版社が実態に即して必要とする著作権の範囲

2013年7月5日

一般社団法人 日本書籍出版協会

第1 出版側として要望する制度の方向性

- 1 実効性のある侵害対策という観点からは、多くの出版物（書籍、雑誌、電子出版物）に権利設定可能な制度であること。
- 2 現実には起きている侵害事例に対して実効性のある制度であること。
- 3 紙の書籍に限定しても年間数万点もの出版物が、大小さまざまな出版者から出版されているという現状をふまえ、現行出版実務の中に無理なく組み込める制度であること。
- 4 （著作権は）もっぱら著作権者と出版者との合意によって設定される制度であるから、出版契約で通常合意される範囲で権利設定可能な制度であること。

第2 典型的な侵害行為類型

これまでに報告されている侵害事例の大半は、「紙の書籍、雑誌」の「版面」をデッドコピーし、それをアップロードされることによって行われている。

さらに、侵害される出版物の多くは「雑誌」である。

もちろん、「書籍」の侵害も数多く存在するし、電子出版物についてもその危険は存在する。

しかしながら、雑誌の侵害について有益な制度でなければ、制度を構築する意義は大きく減じることになる。

第3 「雑誌」に関する侵害対策**1 現行著作権は雑誌に設定可能か**

6月12日に、日本雑誌協会著作権委員会において、雑誌出版における契約実態につき簡易調査を行ったところ、雑誌掲載の著作物について、現行著作権設定契約を行っているケースは皆無であった。

その理由は、現行著作権制度が、最初に発行される形態だけでなく、将来発行されるあらゆる形態の出版についてもその出版権限を包括的に出版者に付与するものであるにもかかわらず、雑誌にかかる出版者と著作権者との取り決めが、期間を定めて出版者にその期間中の出版権限を専有させるものに留まっている、というところにあると考えられる。上述の雑協調査では、雑誌掲載時の契約（書面口頭問わず）は、半数が当該雑誌掲載限りという内容であり、その他の出版媒体で利用できる権利について約束がある場合でも、単行本化や電子化についての優先権を設定するにとどまっているものも多く、将来的な出版利用について、包括的な合意があるとするケースは少数であった。

これは、雑誌出版時の著作権者と出版者との間で通常合意される範囲は、「当該雑誌限り」というものである、ということの意味し、現行出版権が雑誌で利用されていない理由であると考えられる。

2 どのような方策であれば、対応可能なのか

(1) 中山提言①

「現行法の出版権を電子出版にも拡大する」と記されているとおり、現行出版権の性質を受け継ぐものであると考えられる以上、雑誌の侵害対策として実務上、機能しない可能性が高い。上記侵害類型に対応するためには、雑誌と同時に電子出版でも出版権の設定を得なければならないが、これは上述のとおり、著作権者と出版者とで通常行われる合意の範囲を逸脱している。

(2) 中山提言③

「権利の対象を特定の版に限定した上で、出版・電子出版とは言えない利用にも効力を拡大する」ものであり、これは、著作物を出版物として複製、譲渡、公衆送信する権限を出版者に委ねるだけでなく、版そのもののコピーを許諾するといった、旧来の出版の範囲とは言えない利用権限についても委ねられるということの意味する。この結果、雑誌誌面を無断でコピーした段階で権利侵害が発生し、差止等の対抗ができることになる。この(2)は、(1)のような包括的な利用許諾合意や、電子出版についての利用許諾を得なくても、雑誌誌面のデッドコピーによるネット上での侵害に対して、一定の効果が期待できる。また、雑誌出版時の合意範囲は通常「この雑誌限りの掲載」というものであり、「権利の対象を特定の版に限定する」という手法は、有益な制度であると言える。

3 中山提言③を採った場合に生じる問題点と対策

版そのもののコピーを許諾する、という許諾実務は、現在JRRCやJCOPYといった、(出版物を通じた)複製権の集中管理団体によって行われている。中山提言③が出版とは言えない利用にその利用範囲を拡大することは、現行の許諾実務に大きな影響を与える可能性がある。しかし、出版界としては、企業内複製を含む出版物の複製利用について、現在のシステムに影響を及ぼす制度設計は望まない。

以上